

令和3年（行ウ）第23号損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 石井洋子 外9名

被告 春日部市長岩谷一弘

2022年（令和4年）5月16日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

第5準備書面

原告ら訴訟代理人弁護士	佐々木 新一
同	柳 重雄
同	野本 夏生
同	石川 智士
	外

・・・・・・・・・・ 目 次・・・・・・・・・・

第1	はじめに	・・・・・・・・・・	2
第2	春日部市と近似した草加市の放課後児童クラブの歴史と現状		
1	父母・市民と指導員のとりくみで開設された施設と運営体制	・・・・・・・・	4
2	父母会運営体制を強化したNPO法人で週38時間45分勤務へ	・・・・	5
3	NPOから草加社協への運営移管でも配置体制は継承された	・・・・	6
4	草加社協への移管後も週38時間45分勤務の支援員確保が継承された	・・・・・・・・	7
第3	「守りたいレポート」（甲14）の構成と常勤支援員業務の理解のために		

1	レポート作成の経緯と構成	8
2	午前仕事の必要性（甲 14 資料 1、資料 2）	9
3	緊急時対応には正規支援員複数体制が必要（甲 14 資料 3）	15
4	個別の援助を必要とする事例への対応（甲 14 資料 4）	17
第 4	児童登室前の業務と常勤支援員複数体制がなぜ必要か	
1	放課後児童クラブとはどのような空間か、保育に何が必要か	19
2	放課後児童クラブ支援員に求められている業務内容と質とは	21
3	各放課後児童クラブの歴史の積重ね、行政の努力の到達が活きる事業を	22

第 1 はじめに

本書面は、春日部市と同じ埼玉県東部地域に位置する草加市において、2018年9月から11月にかけて、草加市の放課後児童クラブを担う支援員の労働組合（埼玉県学童保育指導員労働組合草加支部）が各支援員に調査した結果をまとめた、『「守りたい！子ども達の命と生活を」——学童保育の午前仕事、正規複数体制の大切さ——』（甲 14 以下「守りたいレポート」）を紹介し、同レポートに即して、児童の登室時間の保育の充実のために、登室時間前の午前から行うべき多様な業務の実態を明らかにするものである。

このレポートは、児童の登室時間よりも長い1日7時間45分（週38時間45分）の業務内容の認識に欠けていた、社会福祉法人草加市社会福祉協議会（以下「草加社協」）の一部理事に理解を求めるために作成された。内容は、様々な課題をかかえる児童のために、厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）に則った保育を実践するために必要な、保育時間以外の準備業務、保育の質の向上に必要な業務、父母支援に必要な業務、等々の存在を具体的に明らかにしている。なお、作成の目的から保育中の業務には基本的には触れていない。

本事件で、原告は、春日部市が父母や支援員らとともに充実させてきた放課後児童クラブの継承・発展、「公の施設の設置の目的を効果的に達成」（地方自治法 244 条の 2 第 3 項）することを前提にした指定管理者募集要項と、それにもとづいて提案された株式会社トライグループ（以下「㈱トライ」）の事業計画が履行されていないことを指摘している。そして、履行の保障となる常勤支援員とは週 38 時間 45 分勤務する者であることは被告準備書面(1)の 1 頁からも明らかであり、確保できていない事実も被告自ら被告準備書面(3)の人員配置表にて認めているところである。一方で、被告準備書面(3)では支援員業務の多様性・総合性を軽んじるとともに、業務実態の杜撰な把握にもとづいた主張を行っている。そこで、甲 14 を紹介し、同レポートに即して児童の登室前業務の実態を明らかにする。

なお、本書面では、第 2 で、春日部市同様に、法制度が未整備のもとで父母の自主努力から開始された草加市の放課後児童クラブの歴史を通じて放課後児童クラブの現状と支援員確保のあり方を述べる。第 3 で、甲 14 の内容を紹介して、児童の登室時間以外の業務内容と必要性を、また、週 38 時間 45 分勤務の常勤支援員が児童の発達保障と父母の子育て支援・困難の克服に必要なことを業務実態から明らかにする。第 4 で、甲 14 に照らした場合の春日部市の実態について検証する。

おりから、政府は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）にて「こどもまんなか」を標題にした施策を表明している。様々な環境下にある児童を中心に据えて、その実態から出発した保育を行うとなれば、常勤支援員の重要性は増すばかりである。

にもかかわらず、春日部市と㈱トライは自らの合意、すなわち、過去の春日部市父母と春日部市行政のとりくみの積重ねによって充実されてきた児童健全育成事業を後退させる行為を行っているのである。そこで、放課後児童クラブに求められる課題を示し、両者の果たすべき責任を明らかにするものである。

第2 春日部市と近似した草加市の放課後児童クラブの歴史と現状

1 父母・市民と指導員のとりくみで開設された施設と運営体制

草加市における放課後児童クラブ（当時は「学童」と呼ばれていたが、この書面では「クラブ」とし、「支援の単位」を「クラス」、単一クラスでも複数クラスでも施設を指す場合は「クラブ」として表現する。）は、1968年に働きながら子育てをする父母らの自主努力により、初めて公団住宅内の簡易施設で開設された。翌1969年には市民の要望を受けとめた市立のクラブがプレハブで学校敷地内に開設された。しかし、法律上の位置づけのない施設であることから新規開設には極めて困難を伴い、1975年には個人宅の庭先にて父母会によって開設されたクラブもあった。こうした、必要に迫られた父母のとりくみと草加市の対応によって1990年には父母会運営12クラブ、公立7クラブの施設配置となった。

この間、保育内容充実のために指導員（当時は「指導員」の呼称であり、本書面では2015年を目安に「支援員」の呼称を使用する。）の確保と、雇用の安定、労働条件の改善が一体でとりくまれ、1990年には6クラブ、9人の指導員が社会保険に加入できるようになるなど、父母会、指導員、行政の努力によって事業の充実が図られてきた。

こうした努力のもとで、1996年には学校内の余裕教室を父母会が借りて運営する方式で2クラブが新設され、保育要望の高まりから、2002年には1クラブで2教室を使った2クラス方式のクラブが開設されるに至る。

以上、原告第1準備書面では春日部市における放課後児童クラブの歴史を述べたが、草加市においても、児童の健全育成を願う父母、指導員、行政の努力によって事業が拡充されてきたことまでは同様であった。

2 父母会運営体制を強化したNPO法人で週 38 時間 45 分勤務へ

2004 年には個別の父母会運営の連携体制から、NPO 法人・草加元気っ子クラブ（以下「NPO」）の設立へと運営体制が強化され、草加市から NPO への業務委託 12 クラブ、指定管理 2 クラブの合計 14 クラブによる統一運営が行われることになった。なお、その後 3 クラブが新設され、今日の 17 クラブの施設が形成された。

児童の健全育成のための運営内容についての市民の関心も高く、2006 年には高学年（6 年生）保育の実施を求める請願署名 40,000 筆をもって市議会に要望が届けられ、全会派が一致してこれを採択。翌 2007 年からは公立クラブも 6 年生までを対象にした保育がスタートした。

2009 年には指導員を増やして保育体制も拡充され、児童数 71 名以上 2 クラスのクラブでは正規指導員が 1 クラス 1 名制であったのが 2 クラス 3 名制になった。その後、各クラス正規指導員 2 名体制がとられ、2012 年にはその基準が「利用数」から「定員数」での配置に改善された。

2017 年には、勤務時間が 10 時～18 時（1 日 7 時間、週 35 時間）から、9 時半～18 時（1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分）になり、週休日数は 4 週 6 休から、4 週 8 休へと充実された。これは支援員の勤務時間や休日の充実が保育には欠かせないからであり、それと一体で NPO による支援員確保にも力が注がれた。

以上のとおり、草加市から NPO への業務委託と指定管理者制度（実施時期の相違から 2 手法を草加社協移管後の現在も継続）のもとでも、市民の理解によって、草加市における放課後児童クラブは充実された。そして、保育の質の向上には指導員確保、業務時間の拡充、雇用・労働条件改善が欠かせず、それを下支えしたのが週 38 時間 45 分の勤務体制であった。

3 NPOから草加社協への運営移管でも配置体制は継承された

2017年からは、施設、児童数と支援員数の増加のもとで、草加市の主導により新たな運営体制強化の段階に入った。

草加市は、同年から事業運営を、NPOから草加社協に移管し、事業のより充実を企図した。その結果、草加市、NPO、草加社協の三者が合意し、2018年4月からは12クラブが草加市からの業務委託で、5クラブが草加市からの指定管理で、草加社協による運営となり現在に至っている。

勤務体制は保育の実態にもとづいて、草加社協の就業規程に次のとおり簡潔明瞭に定められている。被告準備書面(3)では「就業規則で一律に勤務時間を定めることは困難であり」(第3-2(3)基本協定書における市放課後児童クラブの管理運営について)としているが、下記は草加社協の就業規則からの引用であり、事業実績がなくともさえ容易にできることである。

【 正規（常勤）支援員（無期雇用） 】 （週勤務時間 38 時間 45 分）

<平日>	早番	午前 9 時 30 分から午後 6 時
	遅番	午前 10 時 30 分から午後 7 時
<土曜日>	早番	午前 8 時から午後 4 時 30 分
	遅番	午前 9 時 30 分から午後 6 時

【 嘱託（常勤）支援員（有期雇用） 】 （週勤務時間 38 時間 45 分）

<平日>	早番	午前 9 時 30 分から午後 6 時
	遅番	午前 10 時 30 分から午後 7 時
<土曜日>	早番	午前 8 時から午後 4 時 30 分
	遅番	午前 9 時 30 分から午後 6 時

【 短時間支援員（有期雇用） 】

(通称) 常勤パート支援員 （週勤務時間 35 時間）

<平日>	早番	午前 10 時から午後 6 時
	遅番	午前 11 時から午後 7 時

<土曜日> 早番 午前 8 時から午後 4 時

遅番 午前 10 時から午後 6 時

(通称) 臨時支援員 (1 日 4~5 時間で週勤務時間は各人の申出で異なる)

<平日> 平日① 午後 2 時から午後 6 時

平日② 午後 2 時から午後 7 時

<土曜日> 午前 10 時から午後 4 時

(通称) 登録支援員 (短期・臨時的対応で勤務時間数の固定はない)

※ 上記はいずれも春・夏・冬・開校記念日・臨時休校日等の別の定めは省略した。

4 草加社協への移管後も週 38 時間 45 分勤務の支援員確保が継承された

支援員の午前中からの勤務(週 38 時間 45 分)について、草加社協に事業移管された当初は「児童の登室時間が 14 時以降から 19 時なのに、なぜ午前中からの勤務が必要なのか」との疑問が草加社協理事の一部から出されることもあった。その結果、移管当初は、無期雇用の正規支援員に欠員が生じても新規採用を見送り、有期雇用の嘱託支援員(38 時間 45 分勤務)や常勤パート(週 35 時間勤務)の補充によって対応せざるを得ない状態もあった。

しかし、「守りたいレポート」(甲 14)の作成や父母からの働きかけもあって、放課後児童クラブの業務の実態、児童の登室時間以外に一人ひとりの児童や父母・家庭環境等の情報共有の必要性、他団体との調整業務の必要性等への理解が広がることによって認識が変わった。そして、2020 年度からは正規支援員の新規採用が行われている。

ただし、応募者は必ずしも順調とはいえない。大卒資格で初任給 17 万円、30 歳到達で 20 万円、50 歳で 30 万円にぎりぎり届く給料では、せっかく採用されても、将来不安から 30 歳前後で男性支援員は転職せざるを得ない状況がある。また、肉体的にも精神的にも採用前に思っていた以上に過重であ

ったこと、その労働実態に見合わない賃金・労働条件であったこと、仕事への社会的理解の低さに落胆したこと、などから退職する支援員もいる。したがって、支援員不足は克服できていない。

その改善のためにも、少なくとも放課後児童クラブに関しては、「働き方改革」を口実にして安易に短時間雇用の推奨を口にすべきではない。

(株)トライから春日部市への「協議依頼事項①常勤換算（2名ないし3名で1名分の勤務とみなす）概念の導入」（2021年1月22日付け協議文書）などという要請に「働き方改革を踏まえた、柔軟な勤務体制を認める」（令和3年3月12日付け市長決裁文書）などと回答する、短時間で継ぎ接ぎの不安定雇用を推奨する姿勢は、専門性ある支援員確保に逆効果になると同時に、支援員確保の努力を怠ってきた証拠にしかない。

支援員が一生の仕事として向き合える長期安定雇用と処遇改善こそが必要である。また、常勤支援員による午前から午後にかけて、登室時間以外の業務の重要性と社会的必要性への理解こそが求められているのである。

第3 「守りたいレポート」（甲14）の構成と常勤支援員業務の理解のために

1 レポート作成の経緯と構成

「守りたいレポート」（甲14）は作成から3年以上が経過している。しかし、伝えなかったことの重要性は新型コロナウイルス感染や社会経済状況の変化で益々高まっている。本レポートの構成は、次のとおりとなっている。

資料1は、午前から児童の登室前の業務の理解を得るため、毎日、1週、1月の全体像を示したものである。提出物や期限、提出方法も例示されている。

資料2は、資料1で示した、環境整備、事務作業、日誌作成、打合せ、保育準備、各種会議、おたより作成の頻度なども保育時以外と保育時に分けて、詳細に分類したものである。

資料3は、放課後児童クラブは平常時ばかりでなく救急車を要請しなけれ

ばならない場合もあり、緊急時にどのような支援員の配置体制や児童・父母への対応が必要なのかの理解を得るために作成されたものである。

資料4は、どの子にも健全育成を保障するためには、障害、虐待、不登校、父母の支援、アレルギー対応、外国籍者支援、等々の困難克服が支援員の職務として欠かせないこと。また、「運営指針」からも必要とされる支援員の職務を、具体事例により理解を得るために作成されている。

以上が「守りたいレポート」の作成経緯と構成であるが、昨年末に、政府は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、そのとりくみの大切な視点として「こどもまんなか社会を目指す」という考えを示すに至っている。すなわち、あらかじめ出来上がった商品サービスを提供するとき事業ではなく、児童一人ひとりを「まんなか」に据え、児童はもちろん、父母の個別実態をも把握しながら適切な支援をすべきとの考え方である。まさに「守りたいレポート」作成の趣旨と一致した児童福祉行政がめざされている。

2 午前仕事の必要性（甲14 資料1、資料2）

(1) 環境整備と一言にいうが具体的作業は多様である

ア 出勤したら、まず換気、父母等からの留守電確認と必要な対応、PC立ち上げを行いながら環境整備に入っていく。

室内掃除は施設の床はき掃除と一般に考えられるかもしれない。しかし、床と言っても入口、児童室、廊下等があり、他にトイレ、棚等の掃除は毎日行わなければならない。現状はパーテーションや空気清浄機の清掃なども加わって様々ある。

イ 本・本棚は清掃にとどまらず整理整頓も行う、児童ロッカーは一人ひとりの分を毎日掃除する。

ウ 毎日の室内の掃除に併せて、尖ったカドの保護や木製品のささくれの

確認と補修などの危険個所の点検・修理は掃除に併せて行う。危険への対処では、救急用品の点検や非常時持出袋の確認を行うこともある。

エ 室外ならば、見回りによって、怪我をしそうな危険物や危険箇所の確認を行い、使用頻度の高い学校遊具の点検も必要に応じて行う。春から夏場にかけては草取りも適宜行う。

オ 備品・消耗品の点検は様々あり、例示すれば、一輪車やボール等の空気入れから、ハサミ、のり、鉛筆・色鉛筆、紙の準備も行う。ハサミなどは毎日本数確認も行う。

カ ゴミ出しや室内換気の確認の他、定期的に軽易なエアコン掃除も行う。
(本格掃除は別途依頼)

キ 石鹸・消毒薬等の確認も行う。現在はアルコールスプレーの補充点検も必要である。

ク 玩具・ゲーム類は、けん玉、コマ、おはじき、レゴブロックの洗浄から、コロナ下でもあり人生ゲームのお金、トランプや将棋の駒など、細かい物まで拭いて消毒する。

ケ 環境整備の作業に並行して麦茶沸かしなども行っている。

コ その日のうちの環境整備も補足すると、コップ、皿類などは乾燥機にかけて 50 分は時間を要する。やかんの洗浄、布巾、雑巾なども洗濯・漂白する。なお、環境整備の一部は午後の保育時間終了前後に行うが、ここでは一括して記述した。

(2) 事務作業も実は多様にある

ア 児童の楽しみである「おやつ」の献立を作成、発注、受け取り（誕生会の際は、注文して店に取りに行くこともある）、袋の消毒、おやつの袋詰めを行う。なお、事務作業ではないが、その日に出すおやつの検食も支援員が前もって行ない、そのおやつにアレルギーがある子がいる場合は代替えのおやつ提供も準備する。

- イ 午前に時間があれば、勤怠処理、シフト作成、トイレトペーパー・衛生管理品の在庫管理・購入申し込み、小口現金等の会計管理、会議資料作成、光熱水費の各メーター調べ・事務所送付、検便提出、なども行う。午後の登室時間前になる場合もある。
 - ウ 保育時間にむけて、掲示物の作成、日々の保育や誕生会、行事、夏休みなどに使用する教材等の準備作業も行う。
- (3) 打合せ、日誌等の仕事は日々の運営や父母対応のためにも支援員複数参加が必要
- ア 毎日の打ち合わせ（日案）では、支援員の午前中の業務内容、児童の出・欠席の事前確認、その日の各クラスの体制、児童の下校時間（学校都合で変更の場合もある）、部屋・外遊びの時間やおやつ時間などの生活の流れ、外遊びでの支援員の配置・加配担当の決定、父母から預かった書類や連絡の確認等々から、翌日の鍵開けの確認なども行う。
 - イ 日々のクラブ運営のための5年保存の業務日誌の記入も行うが、日誌作成を通じて複数支援員が情報確認をすることで、漏れを防止するために大切な作業である。
 - ウ その日誌には、前日の児童の様子（ケガ・病気も含める）も記入する。大切なのは、児童一人ひとりの状況把握・情報共有である。体調不良やケガをしている子、アレルギーの子、特別支援が必要な子などは言うに及ばず、前日にケンカや問題を起こした子らの確認や原因などの情報共有を行い、対応を決めておく。これらを複数支援員で理解しておくことが保育中のトラブル防止に欠かせない。全員が把握できるように大きなボードに書き出しておくこともある。
 - エ さらに14時以降に、その日出勤した臨時支援員と日案を使って再度、打ち合わせを行う。
- (4) 午前から登室前の保育準備は保育の質の維持・向上に欠かせない

- ア 受入れ準備も多様で総合的な業務であり、クラブ内での児童達の生活内容の振り返り、生活空間の検討を午前中に行わなければならない。
- イ 1年生の場合は連絡帳による登室中の様子の父母への伝達と、逆に家庭での状況把握も行っている。
- ウ 前日に児童のトラブルがあった場合など、内容を確認し、それに対して支援員がどのように関わったのか、その関わり方でよかったのか、この児童が抱えていることは何なのか、次にどのように声をかけてみようか、などを話し合う。一人の支援員だけの意見ではなく、複数の支援員の見方や思いを話し合うので、問題行動がある児童ほど時間がかかる。なお、この伝え合いが支援員の学びの場になることは言うまでもない。
- エ 近年は、課題が多様化して、支援員だけでは解決できない事もあり、午前中に話し合った結果をもって関係諸機関へ連絡する場合もあり、その際に複数の見方が求められる。
- オ 保護者からの電話連絡への対応もある。面談を申し込まれる例もある。
- カ 児童の主体性の援助を基本にした保育のために、物理的にも精神的にも登室前にやるべきことは沢山あり、その視点と準備を列挙する。
- ㊦ 子ども達と一緒に考えて、見通しを持って過ごせる時間、子ども達の意見を聞ける時間の確保を図るための準備
 - ㊧ 子ども同士が話し合っただけで思いをつなげられる場づくりのための準備
 - ㊨ 高学年を中心に、子ども達が自主的に話し合い決められる場づくりのための準備
 - ㊩ 特に援助を必要とする子の生活面での対応のための準備
 - ㊪ 家庭同様に、一人ひとりの状況を把握して保育するための準備

以上のように保育準備では支援員の動きや課題を全員の共通理解にする作業が必要なことを明らかにしたい。例えば、保育全体は誰がみる、加配

は誰、補佐は誰、父母対応は誰、といったことも決めておかなければチームワークはとれない。これらは外部からは見えづらい仕事であるが、登室時間の前に全員で打合せをしておかなければ、児童を登室後に「施設という枠内に押し込めておくだけ」の保育になってしまう。

(5) 会議は情報共有だけでなく支援員の能力向上に欠かせない。

ア 支援員は、保育の週案、月案、四半期や年間計画を作成し、それをもとに毎日の保育や月、四半期、年間の行事を行っていく。そのため、会議でそれぞれの計画を話し合うことは保育内容を豊かにするために欠かせないことである。

イ 会議は支援員がそれぞれの研修報告をする場でもあり、その研修報告を聞くことにより、研修を受けた支援員だけでなく、報告を受けた支援員も自分たちの保育にそれを活かしていくことができ、支援員の能力向上には欠かせない。

ウ 行事を企画し運営するためにも会議は欠かせない。行事は、おやつ時間を利用した誕生日会にはじまり、戸外保育、夏休み行事、父母と一緒に児童クラブ祭り（現在はコロナ禍なので、児童と支援員のみで実施）など、楽しく、安全に、効果ある行事にするためには、目的を話し合うことや役割分担の会議への支援員参加は必須である。

エ 避難訓練準備の打ち合わせもある。例えば、1 学期は地震、2 学期は火災、3 学期は不審者対応など具体化を協議・情報共有し実行の準備もしなければならない。

オ ケース検討会議も行っている。全職員会議では、正規、非正規にかかわらず、気になる児童の言動を出し合い、その児童の気持ちや背景も把握して、全支援員でどう保育をしていくかの共通理解を深めていく。クラス会議は更にクラスの状況を把握し共通認識を持つことで、チームとしてどう保育していくかを話し合う。資料 4 であらためて紹介するが、

特に正規支援員は父母の状況も含めて情報共有、対処策検討も行う。

- (6) 病気やケガへの対応には情報を共有した複数支援員の目が必要
 - ア 児童の病気やケガには複数支援員で判断し、必要な場合は医療機関を受診させ、父母や事務所への連絡を行う。
 - イ 怪我の場合は、状況をその場にいなかった支援員や他クラスとも情報共有し、クラブ内の児童にも伝えて注意を回り、安全な保育につなげる。
 - ウ 病気、けがの記録も作成する。発生状況、状態、対応、ヒヤリハット検討を会議等で行う。なお、救急車を呼ばなければならない事態については資料3で説明する。
- (7) 「おたより」作成は児童のクラブにおける生活の様子を伝え、父母を励まし、学びの機会にもなる
 - ア 「おたより」は月に2回から4回発行するが、支援員にとって楽な仕事ではない。ただ児童の事実のみを伝えるのではなく、クラブにおける成長・発達の様子を父母に伝えることを通じて積極的に育成を図る機会である。また、父母との意思疎通を図る場にもなる。クラブでの心配な出来事、体だけでなく心の成長の様子も伝え、家庭では見られない側面も伝えなければならない。したがって、単なる記録ではないので、クラス別に下書きをして他の支援員にも検討してもらい、適切な情報伝達をして父母の子育てに関する励ましと学びの場としても充実させなければならない。
 - イ 他にも父母への伝達業務は、年間保育計画の伝達と実施後の報告、夏休みの振り返り、保育懇談会、個人面談、その他の連絡事項などがある。いずれも単なる事務連絡、書類作りではない。支援員として日々の保育を振り返る場として位置づけられて、目標・計画に沿った保育をしているか、安全な保育をしているかの検証の機会にもなる。
- (8) その他、資料2は説明しきれなかった支援員の実務が列記されている

資料 1、資料 2 の中から重要と思われる実務について上記のとおり述べてきた。なお、資料 2 は各支援員が行っている実務をできるだけ詳細に洗い出して、保育準備関係では 14 項目 151 業務を、事務作業では 7 項目 94 業務、環境整備では 5 項目 65 業務、保育時の仕事では 16 項目 98 業務の存在を示したものである。

現在はこれにコロナウイルス感染防止の業務が加わっている。クラスター発生源になることは防げたとしても、他所で感染する児童、父母も存在する。したがって、感染時対応も行っている。その業務量、精神的負担は計り知れない。

なお、「守りたいレポート」では、その作成趣旨から保育時間中の業務に触れてはいていないが、保育の入口となる児童の出欠席の確認も容易ではない。

以上、支援員の具体的な業務を明らかにしてきた。ただし一端に過ぎない。こうした日々の努力があつて、父母からも感謝され、信頼を勝ち得ている。指定管理者制度においては運営状況のモニタリングが行われているが、事業評価の前提にはこうした支援員の活躍の積み重ねがあることを忘れるべきではない。

3 緊急時対応には正規支援員複数体制が必要（甲 14 資料 3）

(1) 資料 3 は 2 つの支援員配置体制を例に正規支援員配置の必要性を例示

ア 1 クラブ・2 クラス（支援単位）で、各クラスに正規 2 名配置の場合
……詳細は、各クラスに正規 2 名＋臨時（4～5 時間パート）1 名配置

第 1 組で事故が発生した場合に、正規の 1 人は救急車に乗り、もう 1 人は父母、事務所、学校等の連絡に専念する。その場合、第 2 組の正規の 1 人が第 1 組の保育にあたり、事故による動揺・不安や落ち着きがない児童の対応ができる。これは 2 次災害（残った児童の怪我など）を防

ぐことにつながる。

なお、父母が病院到着の際に、正規支援員が同乗して病院等におり、説明できるか否かは父母からの信頼確保に欠かせない。そのためにも、児童と父母に関する情報共有がないと緊急時の責任ある対応ができない。

イ 1クラブ・2クラス（支援単位）で、各クラスに正規が1名のみ配置の場合……詳細は、各クラス、正規1名＋嘱託（フルタイム）又は常勤パート（1日7時間勤務）＋臨時（4～5時間パート）3名配置

第2組の正規が公休で第2組には嘱託が1名と臨時パート2名の状態で、第1組で事故が発生した場合、第1組の正規はクラブに残り、常勤パートが救急車に乗ることになる。残った正規は父母、事務所、学校等に連絡を取りながら第1組の保育もする。落ち着かない児童への対応や、臨時パートへの指示も同時に行うことにもなる。場合によっては、2つのクラスの児童を詰め込んで合同保育を行うことも考えられるが、その場合は、2次災害を招く可能性も出てくる。

(2) 緊急時対応時や「働き方」を真に考えるなら処遇と責任の均衡が必要

ア 正規と非正規、短時間雇用では、責任の負担も労働条件も異なる。草加の場合は、有期雇用とは言え嘱託は正規同様のフルタイムである。また、短時間雇用とは言っても常勤パートは7時間勤務である。会議等による情報共有、全体状況把握や責任意識も高くなる。それでも正規2名配置がめざされている。

一方で、支援員資格を有していても短時間雇用かつ週に数回勤務の雇用にある支援員にまで病院等で父母への説明あるいは関係者への連絡対応をさせるのは、責任や情報度合からも過酷である。

救急車要請等の緊急事態は多くはない。だからと言って、不十分な緊急時対応を放置するのは、行政、事業者の責任上からも改善されるべき課題である。

イ さらに、正規はもちろん、常勤パート、臨時も労働者であり、労働基準法で定められた年次有給休暇をはじめ諸休暇制度を行使する権利が保障されなければならない。

正規支援員で 20 日の年次有給休暇が付与されている場合は、2 人の正規支援員が配置されていても年間 40 日（16%超）の 1 人勤務日が発生することも考慮されなければならない。「働き方改革」を主張するならば、放課後児童クラブの受託者にも労働関係法令も含めた法令遵守が課せられていること、処遇と責任の均衡も前提にしなければならない。

4 個別の援助を必要とする事例への対応（甲 14 資料 4）

資料 4 の事例集は、児童の登室中のことはもちろん、健全育成のための総合的なとりくみを必要とする事例を中心に、支援員がレポートしたものである。掲載しても特定されることのない、発達障害支援 8 件、虐待対応 12 件、不登校対応 4 件、生活支援 3 件、外国籍支援 2 件、アレルギー対応 1 件を選んで掲載されている。

なお、個人が絶対に特定されないように配慮し、抽象的かつ簡潔（一部を除き）にレポートするように求めたそうであり、趣旨が伝わりにくい部分は容赦願いたい。以下、若干の特徴を紹介する。

- (1) NO. 3 は、発達障害支援である。一人の児童を複数の目で観察し、対応も複数支援員で打ち合わせして行っている。リーガルセンターへの連絡と病院受診による薬の処方が奏功し、児童は落ち着いた日々が過ごせるようになった。こうした援助は児童が登室している時間帯にはできない仕事であり、午前仕事の重要性を示している。
- (2) NO. 7 は、不登校への対応に、放課後児童クラブが午前中から機能していた効果を示されている。この件では不登校児が教室に足を運ぶようになっている。

放課後児童クラブでは、学校との調整・連携が頻繁に行われていることが分かる。そして、支援員が情報を共有して「長期に見守」ったことで、母親も励まされたことも想像できる。一人の児童の成長を中心に置いた(こどもまんなか) 放課後児童クラブの機能がよく分かる事例と言える。

- (3) NO. 21、NO. 27 は虐待対応ではあるが、障害、育児放棄、生活困窮などと複雑に関係している事例である。市の要保護担当課との連携、児童相談所や医師との連携、保育所や学校からの情報収集と対応のための会議など支援員の役割りの大切さが現れている。そして、一方の支援員の対応時間を確保するために、相方の支援員が他の業務をこなしてくれなければ不可能なことも分かる。正規(常勤)・複数勤務ならではの対応体制である。

虐待にとどまらない複合的な課題解決には、登室時間帯のみに勤務する支援員だけでは物理的に対応困難である。しかし、多くの支援員はそれでも子ども達の発達保障をめざして様々な対応を試みられる。放課後児童クラブの事業者や自治体が、支援員の眼に見えない苦労・努力に胡坐をかいて、的外れの効果を売り物にしたり、コスト削減を自慢したりしているだけでは、結果的に児童の人権を蔑ろにしているに過ぎない。

- (4) NO. 17、NO. 18 は、外国人労働者とその家族への対応事例である。今後の外国籍増加を考えると支援員の役割りの多様化、業務の増加と、それへの対応可能な勤務体制が課題になる。コミュニケーションがとれるように「会話集や単語集を用意」や外国籍の子も含めた「子ども同士を繋げてい」く保育のためには準備時間、打合せ時間が当然に必要なってくる。しかし、現状ではそうした支援員業務の実態は殆ど理解されていない。

- (5) それは、NO. 30 からも読み取れる。母親の育児放棄、生活荒廃に端を発したと思われる児童の不登校、いじめ、非行(犯罪)、虐待から生活支援対応まで、行政全体として総合的に担うべき役割の一端として、放課後児童クラブとその支援員が役割りを発揮している。残念ながら結果は十分では

ないが正規（常勤）支援員としての矜持が感じられるレポートである。

第4 児童登室前の業務と常勤支援員複数体制がなぜ必要か

1 放課後児童クラブとはどのような空間か、保育に何が必要か

(1) (株)トライが春日部市に提出した事業計画書の「(3) 放課後児童クラブの運営方針」には「子どもたちの個性を活かしつつ、自立性、創造性、協調性、社会性などを育むことにより、子どもたちの健全育成を図ります。」とある。では、その達成の対象となる児童は放課後児童クラブで、どのような日々を送っているのか。

ア 登室する子ども達は学齢(年齢)が様々である。体格も成長発達も様々、健康状態は日々変化、さらに家庭環境や父母の就労状態も様々、そのもとで児童が30~40人、場合によっては70人を超えて「自立性、創造性」(株)トライの方針)を尊重されて放課後を「生活」すべきならば、何が起きてても不思議ではない。

イ 支援員(正規、非正規、補助員にかかわらず)は、同時に1人で15人から20人の子ども達の状況を把握しなければならない。自分の子ども時代、あるいは2~3人の子育て経験があるなら、それを思い起こせば理解できるはずである。2~3人でも自立性・創造性を活かそうとすればするほど手が回らなかったのではないか。その逆は大人の基準・枠に押し込める画一的で没創造的な育成でしかない。

ウ 外遊びは怪我やよごれの可能性もある。しかし、それが無ければ自立も想像も成り立たない。そこで、登室前の危険排除が必要になる。室内においても同様である。

エ 雨天時は40人を超える子ども達が1人1.66㎡の室内で様々な遊びを、宿題等を、休息を、それぞれが自主的に行えば、どのようなことが起こるか想像できるはずである。ケンカもあれば、逆に子ども達の輪の中に入

れない子もいる。体調を崩している子どももいる。

オ 出欠席の確認は、機械的把握が目的ではない。顔色が良くない、「おかえり」と言っても返事がない、逆にやけにハイテンションなど、児童の情報を支援員が直に確認する業務として欠かせないのである。

カ コロナウイルスにかかわらず、従来からインフルエンザ、ノロウイルス、その他の感染症は存在し、その対策も行ってきた。今は、二重三重の困難期である。

キ 学校の教室授業とは異なり、放課後児童クラブとは、(株)トライ事業計画書「(3) 放課後児童クラブ運営方針 1 遊び」が述べる通り、「遊びを通し、児童が自分自身の興味・関心を掘り下げ～～遊びをきっかけに自分以外の他者と関わり合い～～豊かな人間関係を築いていくプロセスを学びます。それにより～～成長の土台を築くことができます。」という施設である。

とすれば、(株)トライは春日部市に自らの計画として提案したのであるから、その保障となる常勤支援員配置を何があろうとも達成しなければならない。また、春日部市は実行させなければならない。

(2) 以上のことから、「施設内外の環境整備」「前日の出来事の確認」「当日の保育計画・体制の確認」「留意すべき子への配慮」そして「保育の延長上にある父母との対応」「事務作業」等々に十分な時間が必要である。支援員が一人では打ち合わせも情報共有も成り立たない。登室中はもちろん重要であるが、事前準備に複数の常勤支援員が関わることで児童の発達援助に欠かせないのである。

(株)トライ自らが提出した事業計画を実行するには、午前から勤務する複数の支援員が必要であり、登室時間だけ勤務する支援員を増員したところで(株)トライの事業計画は実現できないのである。

2 放課後児童クラブ支援員に求められている業務内容と質とは

- (1) 春日部市は、被告準備書面(3)の「第3章 3 (7)常勤支援員不足に因る懸念に対して」において、「運営指針」解説書の「第4章 放課後児童クラブの運営 1. 職員体制」をとりあげ、放課後児童クラブ支援員の業務内容と質について(株)トライがどのような対応をしてきたかを述べている。

しかし、支援員の業務内容は、第1に、「運営指針」の職員体制の記述のみに限定・矮小化すべきではない。第1章の2の事業の役割、同3の育成支援の基本、第2章の5の育成支援における配慮事項、第3章の育成支援の内容、等々の「運営指針」の全体像をとらえて論じられなければならない。

第2に、一人ひとりの児童を中心（こどもまんなか）に据えて、父母の子育てを支援する総合性のある施策の視点から論じるべきである。児童を一時的に施設内に預かるだけが支援員に求められる保育労働の「質」ではないからである。

このことは、本準備書面で明らかにした草加市の具体事例と比較すれば、被告準備書面(3)で述べられている支援員の業務内容と質の理解がいかにおざなりであるかが分かるはずである。

なお、被告準備書面(3)では、春日部市における支援員の業務内容と質についても実態とは異なる杜撰な把握をしている。この点は改めて実態を示す。そうでないと劣悪な体制のもとでも父母の信頼を得ながら保育にとりくんでいる(株)トライ支援員の努力を無にすることになるからである。

- (2) (株)トライ提出の事業計画書の「(3)放課後児童クラブ運営方針 4 生活」には「日ごろより、職員が登室から退室まで児童の様子を見ながら、児童の目線に立ち、優しく、丁寧に教える」ともある。しかし、前述のとおり支援員体制は事業計画とはかい離している。

そもそも、児童の登室から退室の時間と同様か、さらに短時間の勤務で

あったり、特定の曜日のみの勤務であったりでは、児童の全体像を把握した保育はできない。「なぜ、子どもがそうしているのか、行為の背景は、そして、対応すべき方法は」などは、個人まかせではなく複数支援員による対応（複眼の視点）で解決できるものである。

本準備書面で明らかにした草加市の事例でも、常に「複眼」で児童を見守ることで、主観的判断や思い込みを避けることができ、保育の質を高められることが報告されている。

実は春日部市でも、社会福祉法人春日部市社会福祉協議会（以下「春日部社協」）時代には常勤支援員の募集を行って、草加市同様に全クラスで常勤支援員の複数配置が目指されていた。そして、春日部市も春日部社協の未達成に対して、指定管理料の減額を行っていたのである。㈱トライへの対応とはまったく異なる姿勢であった。

- (3) 研修は重要である。ただ業務中の実践交流も支援員の資質・能力向上につながる。多様な研修を否定はしないが、年に数回開催する、児童の生活実態とは別次元の施設管理運営対応や父母対応術研修が中心では児童や父母がかかえる様々な障壁の改善は困難である。そのことは「守りたいレポート」の資料4からも読み取れる。そして、レポートでは、同じ立場で保育に責任を負う正規支援員が複数配置されていれば、打合せや会議を通じて業務中研修や事例研究によって支援員の能力向上が図れるとしている。

3 各放課後児童クラブの歴史の積重ね、行政の努力の到達が活きる事業を

- (1) 放課後児童クラブには地域の歴史的経緯がある。草加市では父母の働く権利と児童の成長発達保障を目指した父母の自主事業として出発し、その水準が行政の支援によって高められてきた経緯を紹介した。春日部市も同様の経緯をたどり、父母会設立で出発し、春日部市による公設化が図られ、支援員の確保・体制充実が図られた歴史がある。

埼玉県も財政支援を行い、2004年には全県の質向上をめざして「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」が示された。それは、現在も「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」として、一層の改善を目指す方向が示されている。そうした充実の歴史に思いを致すべきである。

- (2) 放課後児童クラブの充実は社会的課題とされている。支援員確保の困難克服を避け、「働き方改革」を口実に「1日3.5時間かつ週5日」働けば「常勤」とする㈱トライの「すり替え論」への春日部市の便乗はそこからの逸脱である。

さらに、すり替え論では「常勤」の説明が困難と見るや「常勤支援員」自体を廃して勤務時間に関係なく認定研修受講者をもって「支援員」とする㈱トライの再度の協定変更提案を受け入れるなどは課題への逆行である。ましてや、協定変更を1年遡及して事業実施後まで適用することまで合意しては、かつて春日部市が取り組んできた放課後児童クラブ充実の歴史を否定するものでしかない。

児童福祉法の度重なる改正、今般の「こども政策の新たな推進」が実効あるものとなるためにも、春日部市は㈱トライに不当利得の返還を求めなければならない。

以上